

## 令和 7 年度京都市一般廃棄物処理実施計画

京都市環境政策局

令和 7 年 3 月

## 目次

第1章 ごみ処理実施計画.....	1
1 ごみ.....	1
(1) 市受入ごみの発生量の見込み.....	1
(2) 処理主体.....	1
(3) ごみの区分及び排出・収集方法 .....	1
(4) 収集運搬・中間処理・最終処分の計画 .....	4
(5) ごみの減量等計画.....	10
2 動物の死体 .....	16
(1) 種類と発生量の見込み.....	16
(2) 処理主体.....	16
(3) 収集運搬の概要.....	16
(4) 収集運搬・中間処理・最終処分の計画 .....	16
第2章 生活排水処理実施計画.....	17
1 し尿及び浄化槽汚泥の発生量見込み.....	17
2 処理主体 .....	17
3 収集運搬の概要 .....	17
4 収集運搬及び処理の計画 .....	17
(1) 前処理施設の概要.....	17

## 【語句の定義】

本計画において使用する用語は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」（以下「条例」という。）において使用する用語の例によるほか、以下のとおりとする。

- 市受入ごみ
  - 家庭ごみ家庭での日常生活から排出される、燃やすごみ、資源ごみ及び大型ごみ等。市で収集するほか、一部のマンション等では、一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」という。）が収集。
  - 燃やすごみ家庭での日常生活から排出されるごみのうち、資源ごみと大型ごみ等を除くごみ（家庭から出る生ごみや資源化できない紙くず等）
  - 資源ごみ市が定期的に収集する資源ごみ（プラスチック類※、缶・びん・ペットボトルなど）、拠点で回収する資源ごみ（蛍光管、乾電池、使用済てんぷら油など）
  - 大型ごみ家庭での日常生活から排出される、家具や寝具、電気器具（ただし、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、パソコンを除く。）などの大型のごみ
  - 不法投棄ごみ等不法投棄ごみ及び都市美化ごみ（街頭ごみ容器に排出されるごみ、道路・河川・公園の清掃により生じたごみ等）
- 事業ごみ事業活動に伴って生じたごみのうち、産業廃棄物を除くごみ
  - 業者収集ごみ事業者等が日々排出し、許可業者が定期契約に基づき市処理施設に運搬するごみ
  - 持込ごみ事業者又は市民が臨時に排出し、自らの運搬等により市処理施設に搬入するごみ

注 市の処理施設で処理されているもののほか、古紙類、せん定枝、食品廃棄物等のリサイクルが可能なものについては、店頭回収や集団回収などの民間回収や、民間の再資源化施設へ搬入されている。

※ 家庭から排出されるプラスチック製容器包装及びプラスチック製品（100%プラスチック素材を使用したもの又は大部分がプラスチック素材であるもの）

# 第1章 ごみ処理実施計画

## 1 ごみ

### (1) 市受入ごみの発生量の見込み

366, 400t／年

備考 他都市受入分、集団回収量、民間施設への直接搬入量は含まない。

### (2) 処理主体

種類	収集運搬	中間処理	最終処分
家庭ごみ	市（直営又は委託）、 許可業者等	市（直営又は委託）、 一般廃棄物処分業許可業者等	市（直営又は委託）
事業ごみ	許可業者、排出者等	市（直営又は委託）、 一般廃棄物処分業許可業者等	市（直営又は委託）

### (3) ごみの区分及び排出・収集方法

排出及び収集方法について、通常時 の方法について記載する。災害時などやむを得ない場合は、この方法に寄らず、市が行うことがある。

#### ア 家庭ごみ

##### (ア) 定期収集

区分	収集方法		排出方法 <sup>※2</sup>	備考
	主体	収集回数 <sup>※1</sup>		
燃やすごみ <sup>※3</sup>	市	週2回	市長が指定する袋*を使用し、原則定点 <sup>※4</sup> に排出	—
	許可業者	排出者と許可業者との契約に基づき決定	透明袋（無色透明又は白色透明に限る）により、契約に基づく場所へ排出	市収集の定点に排出してはならない。
資源ごみ	缶・びん・ペットボトル	市	週1回	市長が指定する袋*を使用し、資源ごみの定点へ排出
	プラスチック類		月1回	透明袋を使用し、資源ごみの定点へ排出
	小型金属類・スプレー缶		月2回	透明袋には「金属」と書いた紙を貼るか、袋に直接「金属」と記入
	雑がみ (新聞、ダンボールも含む)	許可業者	ひもで縛る若しくは紙袋又は透明袋を使用し、資源ごみの定点へ排出	コミュニティ回収及び古紙回収業者を優先的に活用
	「缶・びん・ペットボトル」、「プラスチック類」及び「小型金属類・スプレー缶」		透明袋（無色透明又は白色透明に限る）により、契約に基づく場所へ排出	市収集の定点に排出してはならない。
	新聞、ダンボール、雑がみ及び紙パック		ひもで縛る若しくは紙袋又は透明袋を使用し、契約に基づく場所へ排出	市収集の定点に排出してはならない。

区分	収集方法		排出方法 <sup>※2</sup>	備考
	主体	収集回数 <sup>※1</sup>		
大型ごみ	市	申込に対し その都度	電話又はインターネット による申込み後、粗大ご み処理手数料券（シール） を貼付し、市が指定され た場所へ排出	—

※1 年末年始は特別作業の日程によって実施する。

※2 市が収集するごみは、地域ごとに定める日の朝8時までに排出する。

※3 8月の精霊送りの供物に限り供物受納場所に排出されたものを収集する。

※4 地域で決めていただいたごみ集積場所

#### (\*) 市長が指定する袋

袋の種類	ごみ種	容量	材質	袋の色	製造者
京都 市 家庭 ごみ 有料指定袋	燃やすごみ用	45L/30L/ 20L/10L/5L	高密度ポリエチレン (低密度ポリエチレンを約 10%使用、バイオマスポリ エチレンを10%以上使用)	黄色 半透明	市
	資源ごみ用 (缶・びん・ペットボトル及 びプラスチック類に限る。)	45L/30L/ 20L/10L	低密度ポリエチレン (バイオマスポリエチレン を10%以上使用)	無色 透明	
ボランテ イア 袋	公園・緑地ごみ、 落ち葉用	45L	高密度ポリエチレン	ナチュ ラル 半透明	市
	燃やすごみ用	30L	高密度ポリエチレン (低密度ポリエチレンを約 10%使用、バイオマスポリ エチレンを10%以上使用)		
		10L	高密度ポリエチレン		
	資源ごみ用	30L	高密度ポリエチレン		

#### (イ) 定期収集以外の資源ごみの収集方法

種類	収集方法	対象品目
拠点回収 <sup>*</sup>	各区役所・支所内のエコ まちステーションや各ま ち美化事務所、上京リサ イクルステーション、京 都市内の協力店等で回収	古紙（新聞及びダンボール）、雑がみ、紙パック、 使用済てんぷら油、古着類、磁気テープ類（ビデオ テープ、カセットテープ等）、乾電池、ボタン電池、 充電式電池、蛍光管、水銀体温計・水銀血圧計、 小型家電、インクカートリッジ、リユースびん、 刃物類、使い捨てライターの以上16品目
移動式 拠点回収	学校や公園などの場所に 市が出向き回収	（平日開催）16品目、陶磁器製の食器、木の枝 (土日祝開催) 16品目、陶磁器製の食器、木の枝、 有害・危険ごみ（石油類、医薬品・農薬、化学薬品・ 塗料・ワックス・絵の具、洗浄剤）
クリーンセ ンターでの 古紙類回収	クリーンセンター内の持込 ごみの受付前等に設置され たボックスで回収	古紙（新聞及びダンボール）、雑がみ

※ 回収場所ごとに対象品目は異なる。

(ウ) 不法投棄ごみ等の収集

区分	収集方法
都市美化ごみ	街頭ごみ容器に排出されるごみや道路、河川、公園の清掃によるごみ等、環境保全上、市長が収集の必要性を認めるものを市が随時収集
不法投棄ごみ	不法投棄箇所から市が随時収集

イ 事業ごみ

種類等	排出方法	備考
新聞、ダンボール、雑がみ及び紙パック	回収事業者又は許可業者が指定する場所へ排出又は排出事業者自らが運搬し民間の再資源化施設へ排出	—
新聞、ダンボール、雑がみ及び紙パック以外	透明袋(無色透明又は白色透明)により許可業者との契約に基づく場所へ排出又は排出事業者自らが本市の焼却施設へ排出	産業廃棄物は混入させないこと。 食品廃棄物(魚アラ含む)、せん定枝、廃木材などのリサイクルが可能なものについては民間の再資源化施設を利用してリサイクルを図ること。

ウ 排出禁止物

条例第30条に規定する「次に掲げる一般廃棄物で別に定めるもの」について、下表のとおり、具体的品目を定める。

条例30条に掲げる一般廃棄物	具体的品目
(1) 有害な物質を含む一般廃棄物	鉛蓄電池、P C B 使用部品、太陽光パネル等
(2) 著しい悪臭を発生させる一般廃棄物	汚泥、腐敗した動植物性残渣等
(3) 一般廃棄物の処理に従事する者に危険を及ぼすおそれがある一般廃棄物	使用済注射針・注射器、ガスボンベ(高圧ガス保安法適用対象に限る)、消火器、劇物・毒物等の薬品類等
(4) 体積又は重量が著しく大きい一般廃棄物	自動車、オートバイ、原動機付自転車、ピアノ、タイヤ、耐火金庫(50cm角以上)、大型モーター、ドラム缶等

エ 法令に基づき本市が収集しない一般廃棄物

品目	根拠法令	排出方法
特定家庭用機器廃棄物 (テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)	特定家庭用機器再商品化法(以下「家電リサイクル法」という。)	販売店等に収集を依頼するか、家電メーカーが指定する指定引取場所に直接持ち込む。
パソコン(その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。)	資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)	メーカー等による自主回収。回収するメーカーがない場合は一般社団法人パソコン3R推進協会又は市が協定を締結した事業者による宅配便回収により排出する。

## オ 分別義務の対象

条例第38条及び第39条に規定する分別義務の対象となる区分を下表のとおり定める。

ごみ	分別義務の対象とするもの
家庭ごみ	缶・びん・ペットボトル
	プラスチック類
	小型金属類・スプレー缶
	新聞、ダンボール、雑がみ、紙パック
	大型ごみ
事業ごみ	新聞、ダンボール、雑がみ、紙パック

## (4) 収集運搬・中間処理・最終処分の計画

### ア 収集運搬に係る施設

名称	担当行政区	所在地
東部まち美化事務所	北区、上京区及び左京区	京都市左京区高野西開町34番地の3
山科まち美化事務所	山科区及び伏見区（醍醐管区のみ）	京都市山科区小野弓田町3番地
南部まち美化事務所	東山区、下京区及び南区	京都市南区西九条森本町50番地
西部まち美化事務所	中京区及び右京区	京都市右京区西院西貝川町57番地の1
西京まち美化事務所	西京区	京都市西京区樋原秤谷町37番地
伏見まち美化事務所	伏見区（ただし、醍醐管区を除く）	京都市伏見区横大路千両松町447番地
北積替所		京都市上京区下清藏口町132
旧西部圧縮梱包施設		京都市西京区大枝沓掛町26番地

### イ 中間処理施設

#### (ア) 焼却施設

施設名称	型式	処理能力	所在地
南部クリーンセンター	全連続燃焼式	500t／日	京都市伏見区横大路八反田29番地
東北部クリーンセンター		700t／日	京都市左京区静市市原町1339番地
北部クリーンセンター		400t／日	京都市右京区梅ヶ畠高鼻町27番地

(イ) 余熱利用等

施設名称	余熱利用等
南部クリーンセンター	所内給湯、発電設備（焼却施設：14,000kW×1基、バイオガス化施設：1,000kW×1基）及び横大路体育館への電力供給
東北部クリーンセンター	所内給湯、暖房及び発電設備（15,000kW×1基）
北部クリーンセンター	所内給湯、暖房、発電設備（8,500kW×1基）及びやまごえ温水プールへの電力供給

(ウ) 破碎施設

施設名称	型式	処理能力	所在地
南部クリーンセンター選別資源化施設	（粗大ごみ）堅型高速回転破碎機、 （弹性ごみ）堅型切断機	180t／6時間 （粗大ごみ140t／6時間、 弹性ごみ40t／6時間）	京都市伏見区横大路八反田29番地
東北部クリーンセンター破碎施設	多軸式低速回転破碎機	80t／6時間	京都市左京区静市原町1339番地

(エ) 再資源化施設

対象品目	主体	施設名称	処理能力	所在地	備考
缶、びん及びペットボトル	市 (直営)	京都市南部資源リサイクルセンター	60t／日	京都市伏見区横大路千両松町447番地	運営委託
		京都市北部資源リサイクルセンター	40t／日	京都市右京区梅ヶ畠高鼻町27番地	運営委託
	一般廃棄物処分業許可業者	エム・アール・シー	4.95t／日	京都市南区上鳥羽麻ノ本町7番地、14番地	
		エヌズトランス	3.78t／日	京都市南区上鳥羽南鉢立町49番地1	
プラスチック類	市 (委託)	京都市横大路学園	20t／日	京都市伏見区横大路千両松町277番地	運営委託
		信和商事	200t／日	京都府八幡市八幡久保田1番地	
		J サーキュラーシステム川崎スマートソーティングセンター	74.88t／日	神奈川県川崎市川崎区水江町5	
		レゾナック川崎事業所	286t／日	神奈川県川崎市川崎区扇町5番地1	
		旭鉱石リサイクリング旭	39.6t／日	徳島県徳島市飯谷町枇杷の久保20	
		D I N S関西R&E事業所	102.72t／日	大阪府寝屋川市太秦高塚町12番1号	
		栄伸開発 湾岸リサイクルプラント	91.2t／日	大阪府大阪市大正区鶴町4丁目12番5号	
	一般廃棄物処分業許可業者	カンボ	107.95t／日	京都市伏見区羽束師古川町403番地1ほか	
廃食用油	市 (直営)	京都市廃食用油燃料化施設	5,000L／日	京都市伏見区横大路千両松町447番地	

対象品目	主体	施設名称	処理能力	所在地	備考
厨芥類及び紙類	市(直営)	南部クリーンセンター バイオガス化施設	60 t／日	京都市伏見区横大路八 反田 29 番地	運営委託
厨芥類(魚アラ)	再資源化事業者	金子あらや商店	144 t／日	愛知県豊橋市大岩町字 大穴 104-1	
厨芥類	一般廃棄物処分業許可業者	京都有機質資源	252 t／日	京都府長岡京市神足落 述 1 番地	
		水口テクノスリサイク ルセンター	22.2 t／日	滋賀県甲賀市水口町松 尾 362 番地 22 ほか	
		エム・シー・エス	18.8 t／日	三重県伊賀市島ヶ原 8801 番地の 8	
		関西再資源ネットワーク	36 t／日	大阪府堺市西区築港新 町四丁 2 番 5	
		大栄工業	(堆肥化) 40 t／日 (メタン発酵) 62.3 t／日	三重県伊賀市真泥字東 山 5024-2 ほか	
	一般廃棄物処分業許可業者	植田油脂	30m <sup>3</sup> ／日	大阪府大東市新田北町 84 番地	
		日野ドリームファーム	2.7 t／日	滋賀県蒲生郡日野町大 字西大路 2658 番地の 1	
		イガ再資源	85 t／日	三重県伊賀市西之澤字 薄木谷 1486-6	
		日映志賀	9.52 t／日	滋賀県大津市伊香立北 在地町 515 番地	
		安田産業	1 t／日	京都市右京区京北塔町 隠谷 1 番	
馬糞	再生利用業指定業者	徳山産業	12 t／月	大阪府高槻市原 3018 番 地	
せん定枝	一般廃棄物処分業許可業者	J A京都中央 コンポステーション	18.5 t／日	京都市左京区静市静原 町 1092-2	
		ヨードクリーン	(破碎) 55.3 t／日 (堆肥) 10.8 t／日	京都市西京区櫻原秤谷 町 39 番地の 1 ほか	
木くず	一般廃棄物処分業許可業者	Wood Life Company	95 t／日	京都市南区東九条南松 田町 34 番地	
		木材開発	290 t／日	京都市伏見区横大路 千両松町 45-1-2	
		伏見クリエイト	93 t／日	京都市伏見区久我西出 町 4 番地 38	
		ジェネス	16.8 t／日	京都市南区上鳥羽石橋 町 250 番地	
		大剛	163.2 t／日	京都府八幡市上奈良日 ノ尾 1 番地の 7 ほか	
		日本ウエスト	420.16 t／日	京都市伏見区横大路千 両松町 71 番 2	
		京都環境保全公社	60 t／日	京都市伏見区横大路千 両松町 126 番地	

(オ) 中間処理施設での受入（直接搬入の場合）

a 受入施設

南部クリーンセンター及び東北部クリーンセンターとする。

ただし、例外的に北部クリーンセンターへ搬入を行う場合は、環境政策局の指示により行うものとする。

b 搬入方法

- ・ インターネット又は電話により前日までに申込みを行うこと。
- ・ 可燃物、可燃物のうち大型のもの及び不燃物に区分して、それぞれ処理施設に搬入すること。
- ・ 排出者本人が持ち込むこと（受付時に身分証を確認）

c 受入時間

第2、4土曜日以外の土曜日、日曜日及び年末年始休業日を除く日の  
午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで

d 受入基準（条例第35条及び「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則」第14条関係）

施設	受入基準（搬入してはいけない廃棄物）
全施設	本市の区域外において生じた廃棄物
	家電リサイクル法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物
	資源有効利用促進法に規定するパソコン（その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。）
	新聞、ダンボール、雑がみ及び紙パック
	産業廃棄物
	有害な物質を含む廃棄物
	著しい悪臭を発生させる廃棄物
	爆発又は引火のおそれがある廃棄物 <sup>※1</sup>
	可燃物 <sup>※2</sup> で体積又は重量が著しく大きい廃棄物
	不燃物 <sup>※3</sup> で容易に飛散し、又は流出するおそれがある廃棄物
焼却施設及び破碎施設	その他本市の実施する一般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすおそれがある廃棄物
	条例別表第1備考1に規定する特定資源ごみのうち、再生利用をすることができるもの
特定の廃棄物の再生を目的とする施設	当該特定の廃棄物以外の廃棄物

※1 リチウムイオン電池等の充電式電池、石油類、カセットボンベ・スプレー缶等

※2 金属部を除いた家具、生ごみ、紙くず等のそのまま燃えるごみ

※3 ガレキ類、ガラス類、陶磁器類、レンガ、ブロック等の燃えないごみ

(カ) 市外で発生した一般廃棄物の中間処理の受入

船井郡衛生管理組合（以下「船井衛管」という。）管区内で発生する可燃ごみの一部を本市の焼却施設で処理する。

受入施設名称	受入量	備考
北部クリーンセンター	5,700 t	焼却処理に伴い発生する焼却残渣相当量*は船井衛管が引き取り適正に処分する。

\* 受入量に残灰率13%を乗じた量（741t）

ウ 最終処分計画

(ア) 最終処分場の概要

名称	全体面積	埋立面積	埋立容量	所在地
東部山間埋立処分地	156万m <sup>2</sup>	24万m <sup>2</sup>	350万m <sup>3</sup> (覆土約100万m <sup>3</sup> を除く)	京都市伏見区醍醐上山田ほか
大阪沖埋立処分場及び神戸沖埋立処分場 (大阪湾広域臨海環境整備センター)			459,883m <sup>3</sup> (京都市割当分)	大阪港及び神戸港

(イ) 最終処分場での受入（直接搬入の場合）

排出者等からの直接搬入は原則受け入れない。ただし、災害により生じた廃棄物等、市が認めるときは受け入れる場合がある。

日 収集運搬、中間処理、最終処分の計画量

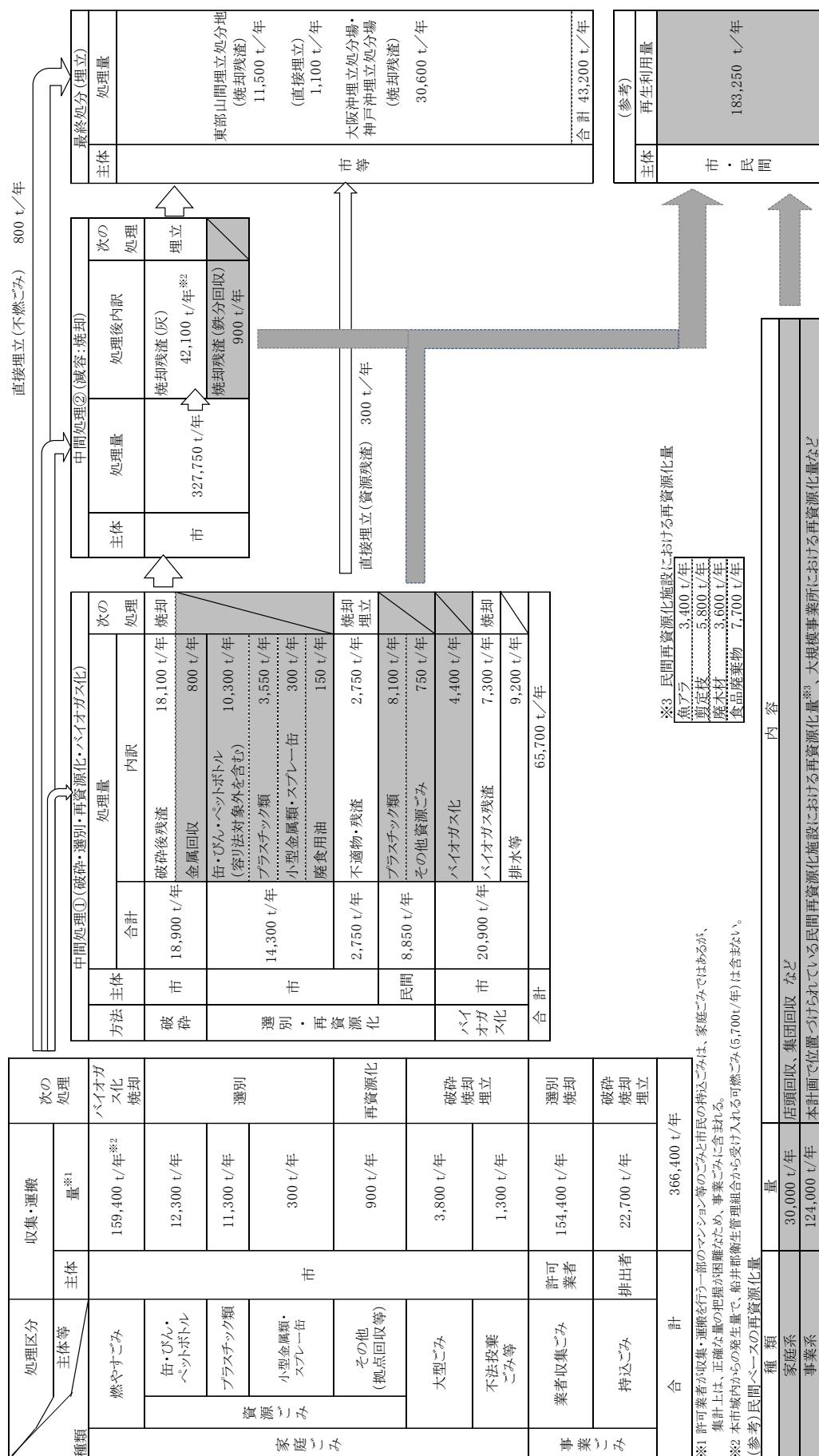


図 ごみの収集・運搬、中間処理及び最終処分計画

※3 民間再資源化施設における再資源化量	
魚アラ	3,400 t/年
削足枝	5,600 t/年
廢木枝	3,600 t/年
食品廃棄物	7,700 t/年

## (5) ごみの減量等計画

ア くらしと事業活動における 2R の推進及びリニューアブルへのチャレンジ

### (ア) 市民・事業者・行政の協働による 2R の促進

#### a しまつのこころ条例

2R の取組に関して市民に対する努力義務、事業者等に対する実施義務及び努力義務を設定し、取組の浸透を図るとともに、一定規模以上の事業者等には報告義務を課すこと（以下「報告書制度」という。）により、取組の実施状況を把握する。さらに、事業者のごみ減量及び分別・リサイクルの取組に加え、メリット、優良事例の紹介等を取りまとめた指針を策定するとともに、報告書制度等の既存施策と連動させるなど、効率的・効果的に事業者によるごみ減量及び分別・リサイクルの取組を促進する。

#### b 家庭ごみ有料指定袋制

家庭ごみのうち燃やすごみ、缶・びん・ペットボトル及びプラスチック類について、有料指定袋制を実施する。また、全種類の有料指定袋にバイオマスボリエチレン（サトウキビの非可食部等から生成）を使用する。

#### c 家具・家電等のリユースの促進等

リユースサービス提供事業者と連携し、大型ごみや持込ごみのインターネット事前申込時など、ごみの排出を検討している市民に対し、リユースへの誘導を図る。

#### d 環境教育（次世代の担い手の育成）・普及啓発等

- ・ 食品ロス、紙ごみ、使い捨てプラスチックの削減をはじめとしたごみ減量やリニューアブルの考え方等に関する地域学習会「しまつのこころ楽考（がっこう）」を市内各所で開催し、市民の理解と実践を繰り返し呼び掛けていく。
- ・ 環境施設見学会「ごみ減量エコバスツアー」を行う。
- ・ 「さすてな京都」などで、ごみ減量のほか、生物多様性や再生可能エネルギーなどの幅広い分野を対象として、ライフステージに応じた学習プログラムを提供する。
- ・ 観光面でのごみ減量の取組の一つとして、修学旅行生が環境に配慮した活動に取り組む「京都エコ修学旅行」を推進する。
- ・ ごみ問題、地球温暖化など様々な環境問題について幅広く学べる環境副読本を小中学生に配布し、授業で活用するとともに、全市立小学校4年生に対し、食品ロスに関する啓発物を配布する。

#### e 優良事業所の認定及び表彰制度

市内の全事業者の中から、2R やごみの分別・リサイクル活動に積極的

に取り組む優良事業所を認定し、その中で特に優れた取組を行う事業所を表彰するとともにホームページ等の本市広報媒体で取組内容を紹介する。

f イベント等における 2R の推進

- ・ ごみ減量に取り組むエコイベント等の拡大に向けた取組を推進する。
- ・ リユース食器の更なる利用拡大に向けた取組を推進する。
- ・ 主催者等と連携した 2R の取組等を推進する。

g 市役所による率先垂範

- ・ 本市の業務や開催するイベント等において紙や使い捨てプラスチックなどの 2R を徹底する。
- ・ 物品等の使用において、環境への負荷の少ない物品等を率先して調達する。特に、啓発物品においては、使い捨てプラスチック製品の削減に努める。

h ごみ減量・リサイクルを推進する活動の支援

- ・ 地域団体等のごみ減量に係る活動を支援する。

(イ) 全国をリードする「食品ロス削減のまち」の実現

- ・ 食材を使い切る「使いキリ」、食べ残しをしない「食べキリ」、ごみとして出す前に水を切る「水キリ」の 3 つの「キリ」に関する市民意識の向上を図るための啓発運動の更なる推進を図る。
- ・ 店舗や家庭での食品ロスや生ごみの削減につながる取組を実施する飲食店、宿泊施設、食品小売店を認定する「食べ残しぜロ推進店舗」の拡大を図るとともに、推進店舗が行う外国人観光客に対する啓発の取組を促進する。
- ・ 10 月の「食品ロス削減月間」には事業者と連携したキャンペーンを実施する等、食品ロス削減に向けた機運の醸成や実践の輪づくりを推進する。
- ・ 食品の販売期限の延長等の取組（賞味期限又は消費期限の直前まで販売すること等で食品ロスを削減する取組）を、食品スーパー等との連携による啓発を通じて、事業者及び消費者への浸透を図る。
- ・ 消費者、事業者の相互理解による食品ロス削減の取組を推進するため、賞味・消費期限の近いものから購入する「てまえどり」を呼び掛け、市民・事業者の意識啓発、行動の変革につなげていく。
- ・ 食品スーパー等の事業者と連携し、家庭での食品の適切な保存や使いキリの知恵を市民に情報発信する等、市民・事業者の相互理解による食品ロス削減の取組を実施する。
- ・ 食品ロス削減に取り組む事業者同士をつなぐ取組として、本市のホームページ内に、食品ロス削減に取り組むパートナーを求めている事業者・団体等を掲載し、食べ残しぜロ推進店舗等とのマッチングを促す等、事業者、団体同士が連携しやすい場づくりを推進する。

- ・ 食品ロス削減につながるフードテックビジネスを展開する事業者と連携し、食品関連事業者のフードテックを活用した取組を促進するとともに、市民の行動変容を促すことにより更なる食品ロスの削減を図る。
- ・ 民間事業者と協働により市内で発生する食品ロスの削減を目指し、市民の意識啓発や行動の変革のための取組を実施する。
- ・ 家庭や企業等から寄付された食品を福祉施設等に無償提供する団体の活動への助成、市民・事業者に対するフードドライブの実施等、福祉分野と連携した取組を促進する。

(ウ) 徹底した使い捨てプラスチックの削減

- ・ 更なるレジ袋の削減に向け、市民への理解の向上及び事業者と連携した取組を図る。
- ・ 特定プラスチック使用製品（スプーンや歯ブラシ等12品目）について、市民や事業者に対する周知・啓発を行い、削減につなげていく。
- ・ マイボトル対応の店舗について、引き続き本市が推奨店として認定、登録し、公表する。また、推奨店等の位置情報を記載したマップを本市ホームページ等で情報発信し、市民や観光客に向けた普及啓発を推進する。
- ・ ペットボトルをはじめとするプラスチック製の使い捨て飲料容器の削減を図るとともに、マイボトルの更なる利用促進のため、本市施設に水道直結式の給水機を「給水スポット」として設置し、マイボトル推奨店とともに情報発信する。また、地域におけるイベントにおいても水道直結式の給水機を設置する。
- ・ 河川水中のマイクロプラスチック等の調査結果を、プラスチック削減の必要性の発信やまちの美化の取組に活用していく。

(エ) 観光（おもてなし）とごみ対策の調和

- ・ 条例に基づく観光関連事業者の2Rの取組（簡易包装のお土産、2R型の食事・宿泊サービスの提供等）について、報告書制度等を通じて事業者への浸透を図る。
- ・ 観光面でのごみ減量の取組の一つとして、修学旅行生が環境に配慮した活動に取り組む「京都エコ修学旅行」を推進する。（再掲）
- ・ 「食べ残しぜロ推進店舗」（飲食店・宿泊施設、食品小売店）の拡大を図るとともに、推進店舗が行う外国人観光客に対する啓発の取組を促進する。（再掲）
- ・ ポイ捨て禁止等のマナー啓発に取り組むとともに、「京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例」（以下「美化推進条例」という。）で定めた美化推進強化区域を中心に、街頭ごみ容器を設置し、ごみの散乱防止に取り組む。
- ・ 地域団体等が主体的な散乱ごみ対策をスピードィーに実行できるよう、

「地域ルール」づくりのための人的・財政的支援を行う。

(オ) 再生可能資源等の利活用の促進による化石資源からの脱却

- ・ 事業者における、バイオマスプラスチック等のリニューアブル容器包装・製品等の調達又は容器包装・製品等のリニューアブル化等に関する取組状況の把握結果を基に、様々な媒体を通じて、事例、情報等を事業者及び市民へ広く発信する。
- ・ 食品ロス、紙ごみ、使い捨てプラスチックの削減をはじめとしたごみ減量やリニューアブルの考え方等に関する地域学習会「しまつのこころ楽考（がっこう）」を市内各所で開催し、市民の理解と実践を繰り返し呼び掛けていく。（再掲）
- ・ 家庭ごみの有料指定袋にバイオマスポリエチレン（サトウキビの非可食部等から生成）を使用する。（再掲）

イ 質の高い資源循環に向けた分別・リサイクルとエネルギー創出の推進

(ア) 市民・事業者・行政の協働による分別・リサイクルの促進

a 分別方法の周知啓発

- ・ 条例に基づく分別義務の徹底に関する周知啓発等の取組を推進するとともに、分別義務対象外の品目についても、分別を促進するための周知啓発を行う。
- ・ 資源物回収拠点の拡充・定着化を図る。
- ・ 許可業者が家庭ごみを収集するマンション等について、管理者等を通じて、本計画に基づく排出方法を居住者に周知啓発する。
- ・ 事業ごみの分別方法等について排出事業者に対する啓発を実施するとともに、不適物の搬入を防止するため、クリーンセンターにおける搬入物検査を実施する。また、大規模事業所及び一定規模の食品関連事業者に対しては、環境共生センター等によるきめ細かな指導啓発を行う。
- ・ 小型家電の更なる回収促進に向け、使用済小型家電から回収したリサイクル金を京都マラソンの優勝メダルや祇園祭山鉾の金工品等に活用することにより、資源リサイクルの「見える化」を行い、市民の分別・リサイクル意識の向上を図る。

b 市民・事業者の自主的な分別・リサイクルを促進する取組

＜コミュニティ回収＞

古紙、雑がみ、古着類及び缶・びん等について、町内会等の地域コミュニティが主体となって多様な資源物の回収を行うコミュニティ回収を推進する。

＜古紙回収業者による回収＞

古紙・雑がみについて、分別・リサイクル徹底推進に関する取組宣

言をしていただいた古紙回収業者による回収の促進を図る。

＜使用済てんぷら油の回収の活動支援＞

地域で使用済てんぷら油の回収活動を行う団体等に対し、活動経費を助成する。

＜店頭回収＞

条例において小売業者に対して努力義務としている店頭回収が促進されるよう、牛乳パック、トレー等の容器包装や小型家電、電池等の店頭回収に新たに取り組む際に必要な容器の設置等に係る経費の一部を助成するとともに、衣料品の自主回収を行う店舗を推奨店として認定、登録、情報発信する。

＜小売業者・製造者等による回収＞

・特定家庭用機器廃棄物

「家電リサイクル法」の対象である家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）については、法に基づき、適正にリサイクル（販売店による収集運搬、製造業者等による再資源化等）されるよう、その周知啓発活動を実施する。

・パソコン

「資源有効活用促進法」の対象であるパソコンについては、法に基づき、適正にリサイクル（製造業者等による自主回収及び再資源化等）されるよう、その周知啓発を行う。

・小型家電

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の対象である使用済小型電子機器等（小型家電）については、適正なリサイクル（認定事業者による回収及び再資源化等）が促進されるよう、本市の拠点回収だけでなく、認定事業者による直接回収を促進させるとともに、その普及啓発を行う。

・その他、本市が収集しないごみ

販売店や製造業者等によって適正に回収・処理されるよう、その周知啓発活動を実施する。

c ごみの散乱・不法投棄防止対策

- ・ 不法投棄頻発地域を中心にパトロールを実施するとともに、啓発看板の設置や不法投棄監視カメラ等の貸与により、不法投棄撲滅に向けた取組を推進する。
- ・ 美化推進条例に基づき、屋外における自動販売機設置に伴う飲料容器の回収容器の設置を徹底する。

(イ) 食品廃棄物や木質ごみ等のバイオマスのリサイクルの促進

a 家庭ごみ

- ・ 地域で使用済てんぷら油の回収活動を行う団体等に対し、活動経費を助成する。（再掲）

- ・ 南部クリーンセンターのバイオガス化施設で生ごみ等からバイオガスを回収し、発電する。

b 事業ごみ

- ・ 魚アラ、せん定枝、廃木材、食品廃棄物等のリサイクルが可能なバイオマスについて、民間の再資源化施設におけるリサイクルの促進を図る。
- ・ 小学校給食から出る生ごみの食品リサイクルを民間施設で実施する。

c 家庭ごみ・事業ごみ共通

民間事業者や大学・研究機関などと連携し、生分解性の袋を用いた生ごみの分別回収を行い、京北地域のバイオガス化施設で処理し、生成した液肥を地域に還元する地域循環型モデル事業を実施する。

(ウ) 徹底したプラスチックの資源循環

- ・ ペットボトルからペットボトルへの完全循環型のリサイクルの促進に向け、資源ごみとして収集したペットボトルの全量を再びペットボトルとして再生利用する。
- ・ 小売事業者や収集運搬事業者、リサイクル事業者等の民間と連携し、ペットボトルを高品質かつ効率的に回収できる体制の構築を進めていく。
- ・ プラスチック製容器包装にプラスチック製品を加えたプラスチック類の分別回収を推進するとともに、分別の徹底に向けた周知啓発等の取組を進める。

(エ) イノベーションの促進

- ・ 民間事業者や大学・研究機関などと連携し、生分解性の袋を用いた生ごみの分別回収を行い、京北地域のバイオガス化施設で処理し、生成した液肥を地域に還元する地域循環型モデル事業を実施する。(再掲)
- ・ 観光地等の一部にスマートごみ箱を設置し、ごみの散乱防止に取り組むとともに、ごみの収集及び運搬の効率化を図る。

ウ 自然災害の発生や長寿社会の進展等にもしなやかに対応できる強靭な適正処理体制の構築

(ア) 廃棄物処理体制の更なる強靭化に向けた適正処理の推進

- ・ 災害対応も視野に入れた廃棄物処理施設の継続的な維持・更新を行う。
- ・ リチウムイオン電池などの有害危険物の分別に係る周知啓発を行う。

(イ) 強靭な災害廃棄物処理体制の構築

- ・ 災害廃棄物の処理に当たる人員や機材、用地等の確保に向けた調整を進める。
- ・ 埋立処分地の延命策の実施に向けた検討を進める。

(ウ) 高齢者に対するごみ出し支援等の促進

- ・ まごころ収集を行い、高齢者のごみ出しを支援する。
- ・ リサイクル技術等の進展に合わせ、紙おむつの処理方法の検討を進める。

## 2 動物の死体

### (1) 種類と発生量の見込み

種類		発生量の見込み
犬、猫等の死体	市民がペットとして飼育、又はペットとして飼育を目的として繁殖された動物など野生動物以外の死体	6,400 体/年
野生動物の死体		
捕獲動物の死体	野生動物のうち、有害鳥獣対策等によって市が捕獲した動物の死体	1.9 t/年
実験動物の死体	実験等によって生じた動物の死体	54 t/年

### (2) 処理主体

種類	収集運搬	中間処理	最終処分
犬、猫等の死体	市(直営又は委託)※	市(委託)	市(直営)
野生動物の死体			
捕獲動物の死体			
実験動物の死体	許可業者	一般廃棄物処分業許可業者	一般廃棄物処分業許可業者等

※ 市以外が管理する道路や河川などでの野生動物の死体はその管理者が運搬

### (3) 収集運搬の概要

種類	概要
犬、猫等の死体	申込みによりその都度、各戸から収集
野生動物の死体	申込みによりその都度、各戸から収集又は受入
捕獲動物の死体	市と委託先との契約に基づき決定
実験動物の死体	排出者と許可業者との契約に基づき決定

### (4) 収集運搬・中間処理・最終処分の計画

種類	収集運搬		中間処理(焼却)			最終処分(埋立)	
	収集運搬者	収集運搬量	施設名称	搬入量	残渣量	最終処分場名称	処理量
犬、猫等の死体	市及び 猪名川 動物園	6,400 体 /年	猪名川 動物園	6,400 体 /年	0.9 t/年	東部山間 埋立処分地	0.9 t/年
野生動物の死体							
捕獲動物の死体	猪名川 動物園	1.9 t/年	猪名川 動物園	1.9 t/年			
実験動物の死体	美濃ラボ	30 t/年	美濃ラボ	30 t/年	1.2 t/年	—※	—
	猪名川 動物園	24 t/年	猪名川 動物園	24 t/年	1.0 t/年	大阪湾広域 臨海環境整備センター	1.0 t/年

※ 人工砂として路盤等にリサイクル

## ア 中間処理施設の概要

施設名称	形 式	処理能力	所 在 地
美濃ラボ (動物汚物焼却炉)	固定式	3.4 t／日	岐阜県海津市平田町今尾 1195 番地の 1
猪名川動物園	連続燃焼式	4.6 t／日	兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷 51 番地 2

## 第2章 生活排水処理実施計画

### 1 し尿及び浄化槽汚泥の発生量見込み

12, 810 kL／年

### 2 処理主体

種類	収集運搬	処分
し尿	市（直営及び委託）	市（直営）
浄化槽汚泥	許可業者	市（直営）

### 3 収集運搬の概要

区分	収集回数	収集の方法
し尿	概ね月1回	各戸収集
浄化槽汚泥	排出者と許可業者との契約に基づき決定	許可業者が収集

（し尿収集については、し尿収集車による作業が実施できない場所での収集は行わない。また、下水道処理区域となって3年を経過した地区においては、概ね20日ごとに収集を行う。）

### 4 収集運搬及び処理の計画

区分	収集運搬			処 分	
	主体	量	対象世帯数	方法	量
し 尿	市	5,733kL/年	1,664 世帯	下水道投入	5,733kL/年
浄化槽汚泥	許可業者	7,077kL/年	3,094 世帯	下水道投入	7,077kL/年

#### (1) 前処理施設の概要

施設名称	形 式	処理能力	所 在 地
し尿前処理施設	下水道投入方式	77kL/日	京都市南区西九条森本町83 番地1

（環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課）